

肱川水系河川整備計画(変更原案)

【中下流圏域】(修正)

修正ページ抜粋(見消)版

令和元年7月23日

令和元年9月27日修正

国土交通省四国地方整備局

愛

媛

県

表 4.2.2 堤防工事の施行の場所（愛媛県）

河川名	地区名	施行の場所	延長 (km)	備考
肱川	菅田	大洲市柚木（柚木工区）	0.2	輪中堤等
		大洲市菅田町大竹(小倉工区)	1.2	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町菅田(中尾工区)	0.3	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町大竹(父工区)	0.6	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町大竹(裾野工区)	0.5	築堤
		大洲市菅田町大竹(裾野第二工区)	0.2	築堤
		大洲市菅田町大竹(追打下流工区)	0.5	築堤
		大洲市菅田町大竹(本郷工区)	0.7	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町大竹(追打上流工区)	0.4	築堤
		大洲市菅田町菅田(菅田工区)	1.5	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町大竹～菅田町菅田(村島工区)	2.2	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市阿部～菅田町宇津(阿部板野工区)	1.6	築堤（一部暫定堤防）
	大川～鹿野川	大洲市菅田町宇津(池田成見工区)	1.7	築堤（一部暫定堤防）
		大洲市菅田町宇津（藤ノ川工区）	0.2	築堤
		大洲市菅田町宇津（譲葉工区）	0.3	築堤
	野村	西予市野村町	1.40.9	築堤（引堤、特殊堤）
久米川		大洲市西大洲（国土交通省の施行の場所を除く）	2.5	築堤

※今後の状況の変化により必要に応じて本表に示していない場所も施行することがある。

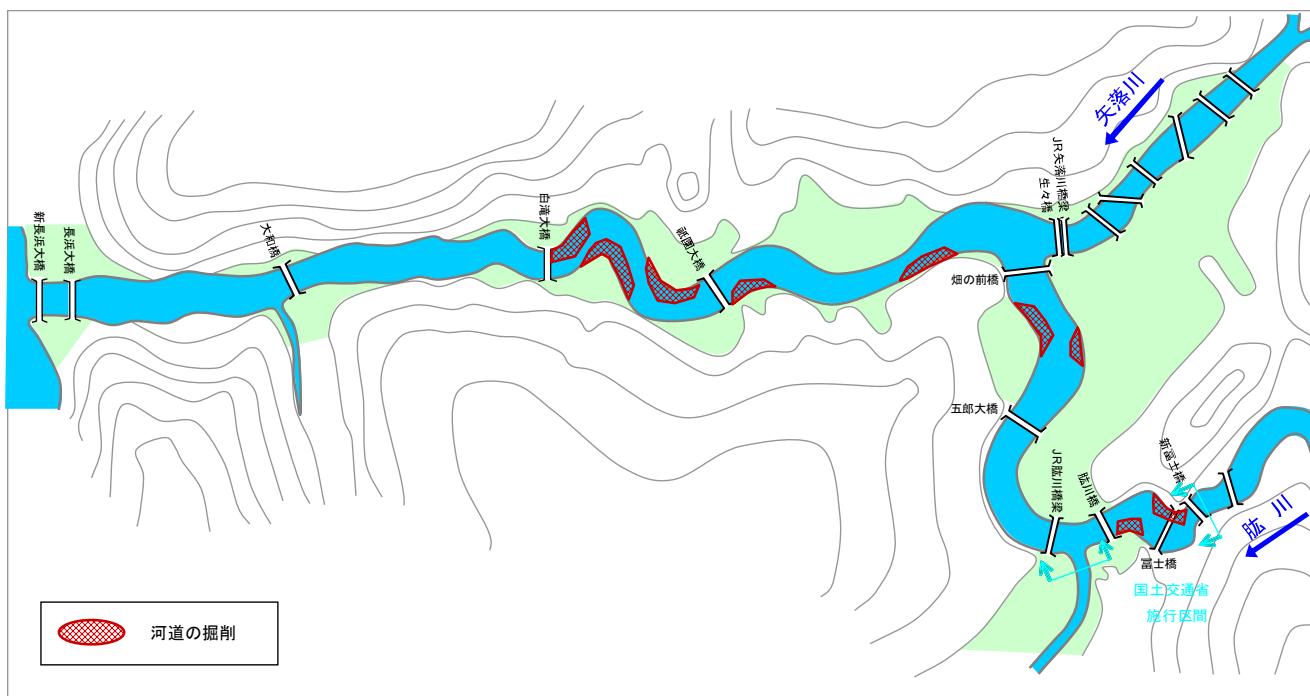


図 4.2.4 河道の掘削を実施する区間（国管理区間）

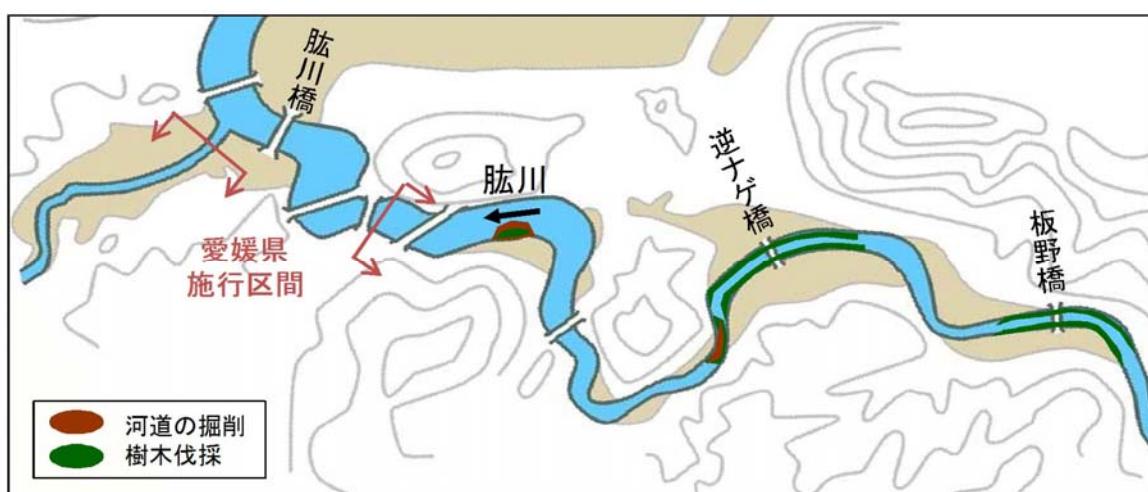


図 4.2.5 河道の掘削を実施する区間（愛媛県管理区間：菅田地区）

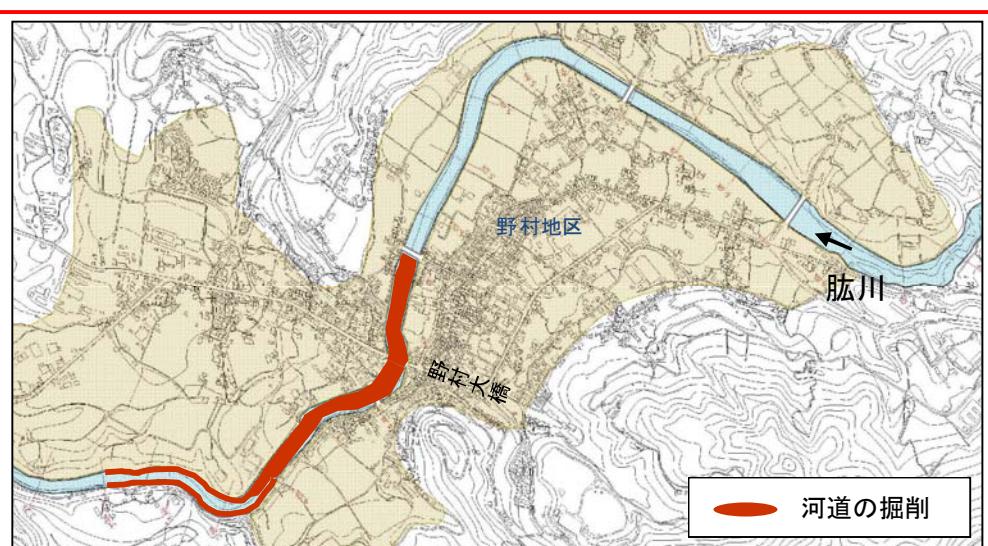


図 4.2.6 河道の掘削を実施する区間（愛媛県管理区間：野村地区）

表 4.2.3 河道の掘削を実施する区間（国土交通省）

河川名	地区名	施工の場所（距離標）	延長（km）	備 考
肱川	白滝	6.0k~7.0k	約 1.0	砂州および右岸高水敷の切り下げ
	豊中	6.6k~8.0k	約 1.4	砂州および左岸高水敷の切り下げ
	八多喜	7.8k~8.8k+100	約 1.1	砂州および右岸高水敷の切り下げ
	八多浪	9.2k~10.2k+100	約 1.1	砂州および左岸高水敷の切り下げ
	峠	11.8k~12.6k	約 0.8	砂州および左岸高水敷の切り下げ
	五郎	14.2k+100~15.4k	約 1.1	砂州および左岸高水敷の切り下げ
	若宮	15.2k~15.6k	約 0.4	砂州および右岸高水敷の切り下げ
	柚木	18.8k~19.0k+100	約 0.3	砂州および左岸高水敷の切り下げ
	如法寺	19.6k~20.0k	約 0.4	砂州および右岸高水敷の切り下げ

※今後の状況の変化により必要に応じて本表に示していない場所も施行することがある。

表 4.2.4 河道の掘削を実施する区間（愛媛県）

河川名	地区名	施工の場所（距離標）	延長（km）	備 考
肱川	菅田	21.4k~21.8k	約 0.4	河道の掘削
		25.2k~25.4k	約 0.2	河道の掘削
	野村	4.2k~4.5k 3.4k~4.9k	約 0.31.5	河道の掘削
		4.6k~5.4k	約 0.8	河道の掘削
久米川		1.6k~2.4k	約 0.8	河道の掘削
清永川		1.25k~1.34k	約 0.1	河道の掘削

※今後の状況の変化により必要に応じて本表に示していない場所も施行することがある。

③ 引堤、流下阻害横断工作物の改築等

JR 矢落川橋梁を改築する。また、富士橋については撤去する。
 野村大橋については河道断面を拡大するために右岸側を引堤し、橋梁を延伸する。この際、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を低減・回避できる方法にて実施する。

表 4.2.5 引堤、流下阻害横断工作物の改築等を実施する箇所

区間	河川名	橋梁名	施工の場所（地区名）	内容
国管理区間	矢落川	JR 矢落川橋梁	東大洲、新谷	改築
	肱川	富士橋	柚木、如法寺	撤去
愛媛県管理区間	肱川	野村大橋	野村	橋梁延伸改築

※今後の状況の変化により必要に応じて本表に示していない場所も施行することがある。

④ ダムによる洪水調節

洪水流量の低減と合わせ、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保するために、山鳥坂ダムを建設する。これにより、既設の鹿野川ダム、野村ダムと合わせて、大洲基準地点において、戦後最大洪水規模の $6,200\text{m}^3/\text{s}$ に対し $1,600\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、河道整備流量を $4,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。

i) 山鳥坂ダムの建設

肱川町大字山鳥坂地先に重力式コンクリートダムを建設し、きめ細かな操作が可能となるようゲート調節方式を採用し、効率のよい洪水調節を行う。

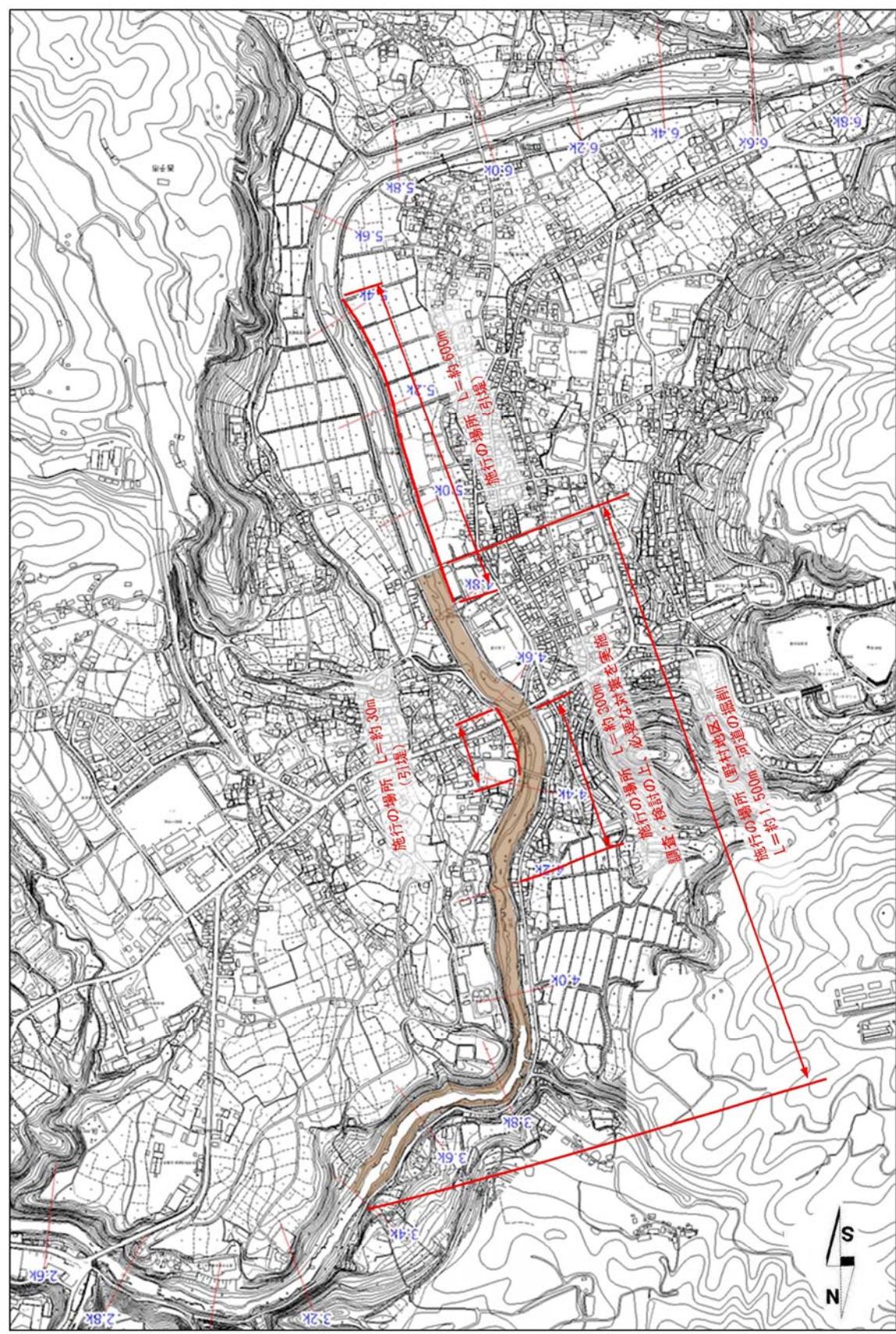
ii) ダムの改良

既設野村ダムを有効活用し、さらなる浸水被害軽減の観点から、新たな放流設備を設置するなど、必要となる容量を確保するため、関係機関と協議して、各種調査、検討を行い、必要な対策を実施する。

iii) 操作規則の変更

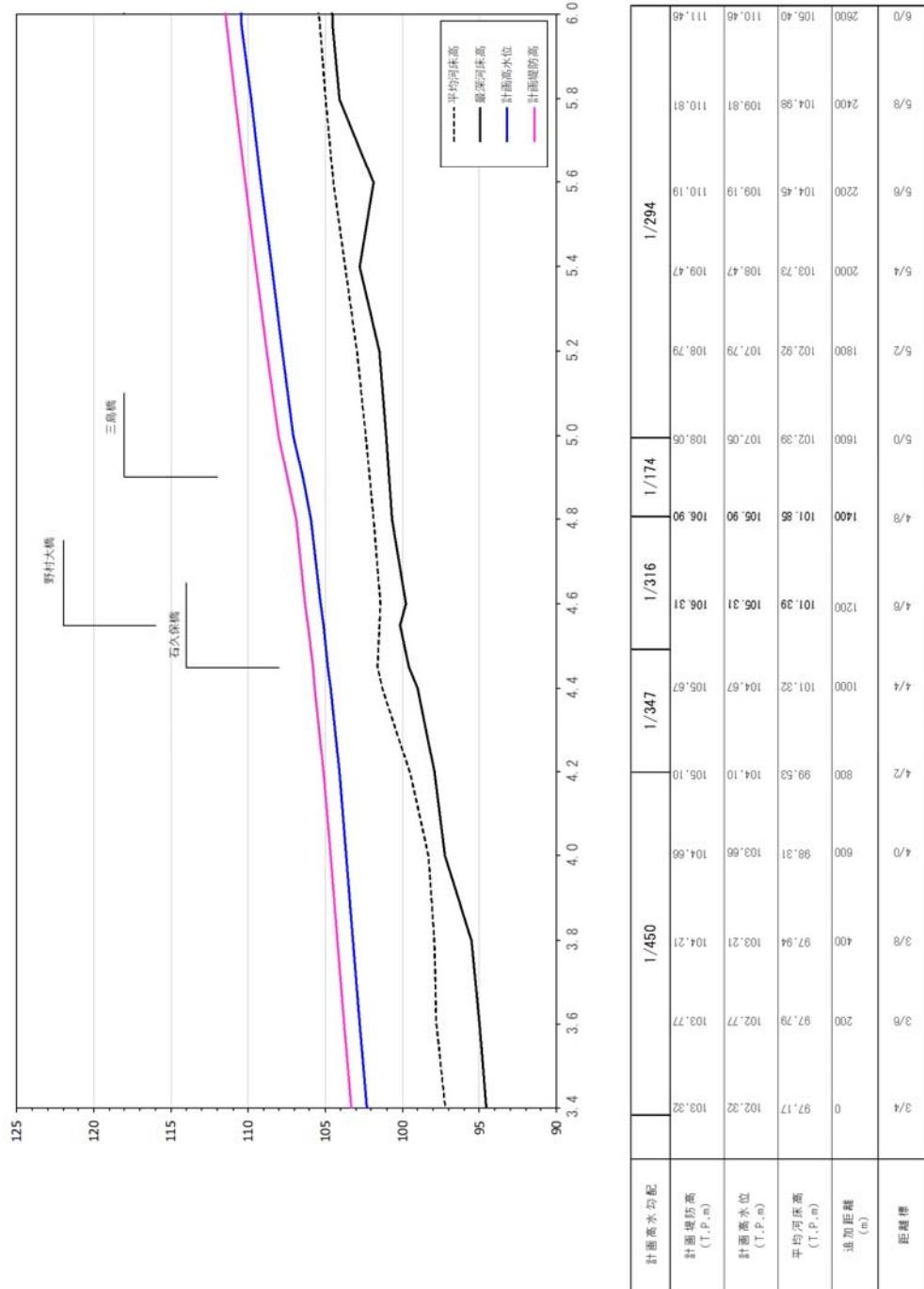
激特事業の進捗により河道の流下能力が向上した後には、河道整備に対応した鹿野川ダム、野村ダムの操作規則の変更を行うとともに、その後も山鳥坂ダムの建設等に合わせて操作規則を変更し、段階的に治水効果を高める。

附図



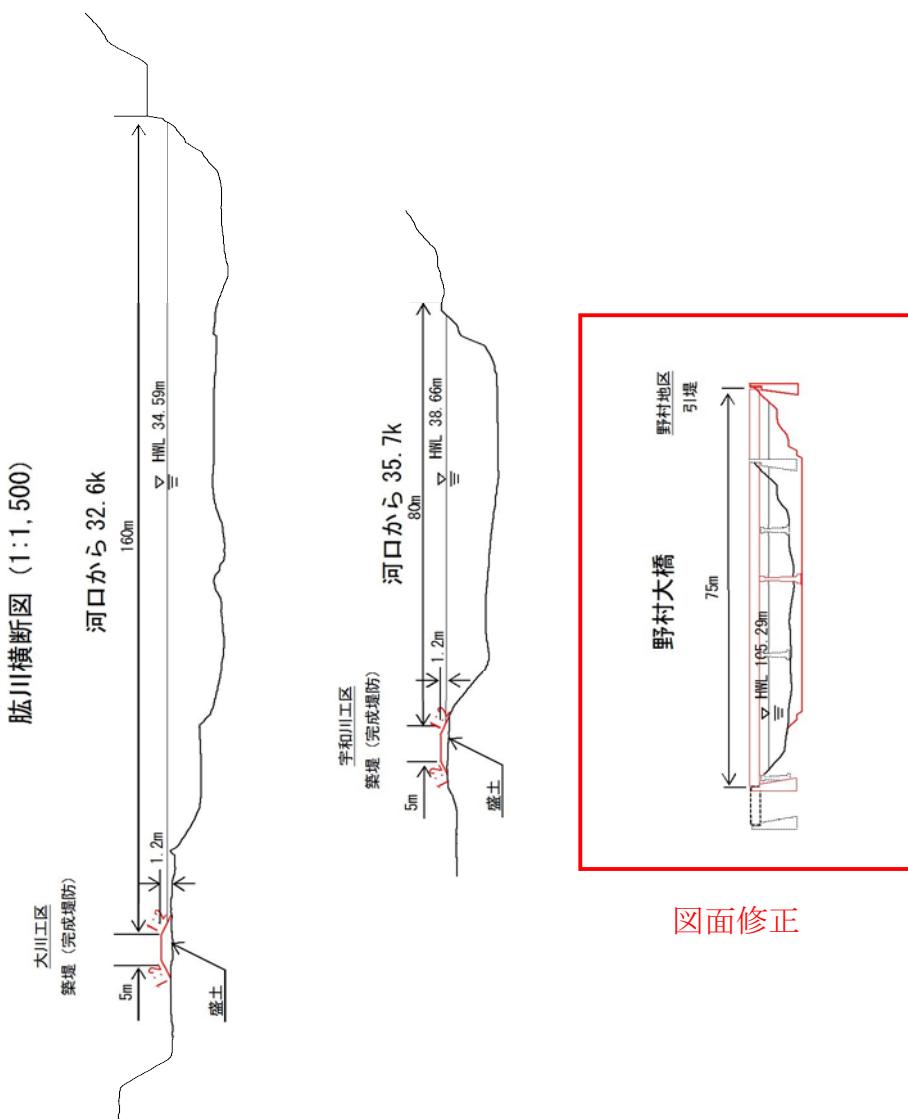
図面修正

肱川縦断図（野村地区）



図面修正

附図-25



図面修正